



# 猿払村いじめ防止基本方針

平成 30 年7月

令和5年 7 月改定

猿払村・猿払村教育委員会

## 目 次

はじめに	1
------	---

### I いじめの防止等のための対策の基本的な方向

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方	2
(1) いじめの防止等の対策に関する基本理念	2
(2) いじめの理解	2
ア いじめの定義	2
イ いじめの内容	3
ウ いじめの要因	3
エ いじめの解消	4
2 学校と家庭（保護者）の責務及び地域の役割	5
(1) 学校及び教職員の責務	5
ア 学校の責務	5
イ 教職員の責務	6
(2) 保護者の責務	6
(3) 地域の役割	7
3 村の責務	8

### II いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 村における基本方針の策定と組織の設置	9
(1) 猿払村いじめ防止基本方針の策定	9
(2) 地域いじめ問題対策連絡協議会との連携等	9
(3) 教育委員会の付属機関の設置	9
(4) 学校におけるいじめ防止基本方針の策定と校内組織の設置	9
2 教育委員会が実施する施策	9
3 学校が実施する施策	11
(1) 学校におけるいじめ防止等の対策のための取組	11
(2) 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織	11
(3) 学校におけるいじめ防止等に関する措置	13
4 重大事態への対処	16

### III その他いじめ防止等のための対策に関する重要事項

.....	17
-------	----

## はじめに

いじめは、子どもの心や身体を深く傷つけ、心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、人間の尊厳・人権、教育を受ける権利を侵害する重大な問題であり、決して許されることのない行為です。いじめは、全ての児童生徒に起こり得る問題であることを十分に認識し、その予防や対策について行政・学校・保護者・地域等が連携して取り組まなければならない問題です。

北海道は、平成26年4月に「北海道いじめ防止等に関する条例」（以下「道条例」という。）を施行し、平成26年8月には、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「国の基本方針」という。）などに基づき、北海道におけるいじめの防止等の対策の基本的な方向や具体的な内容を示した「北海道いじめ防止基本方針」（以下「道の基本方針」という。）が策定され、平成30年2月の道の方針の改定を受け、猿払村（以下「村」という。）・猿払村教育委員会（以下「教育委員会」という。）においても道の基本方針を参酌し、平成30年7月に「猿払村いじめ防止基本方針」を策定しました。

令和5年3月に今般のいじめの問題の現状と課題、児童生徒を取巻く社会情勢の変化等を踏まえいじめ問題に一層の危機感を持って取り組むためとして、「道の基本方針」の一部が改定されました。これを受け、村においても道の方針改定を踏まえ、行政・学校・保護者・地域等が連携したいじめの防止等の取組を推進していくために「猿払村いじめ防止基本方針」の一部を改定いたします。

この「猿払村いじめ防止基本方針」に示すいじめの防止等の対策は、村の児童生徒の生命及び心身を保護することが最も重要であると認識し、学校・家庭・地域住民・行政その他の関係者の相互の連携協力の下、村全体でいじめの問題を克服することを目指して行うものです。

## 1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

### (1) いじめの防止等の対策に関する基本理念

全ての児童生徒が、自分が必要とされる存在であると感じ、多様性を認め互いに支え合うことができるような取組を進めるとともに学校と関係機関が一層連携し迅速かつ組織的な対応を徹底することにより、学校の内外を問わず、いじめを防止します。

また、いじめは、全ての児童生徒に生じ得るものであるという認識に立ち、いじめの問題に関する児童生徒の理解を深めることにより、いじめの発生を防止し、いじめを受けた児童生徒がいた場合は、生命及び心身を保護するために、地域全体でいじめの問題を克服します。

同時に、児童生徒が望ましい人間関係を自ら構築していく力とともに、けんかなど交友関係から生じたトラブルやいじめの問題を解決し、人間関係を修復していく力を育みます。そして、安心して学習やその他の活動に取り組むことで、将来の夢や希望を持ち、主体的に個性や能力を伸ばし、変化の激しい社会において、自立し、たくましく生きていくことができる力を育みます。

### (2) いじめの理解

#### ア いじめの定義

道の基本方針では、いじめとは、「児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であり、その行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいいます。」と定義されています。いじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、児童生徒や周辺状況等を踏まえ、客観的かつ児童生徒の立場に立って判断し、対応します。

インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該児童生徒が心身の苦痛を感じるに至っていない場合も、いじめと同様に対応します。

児童生徒の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることや多くの児童生徒が被害児童生徒としてだけでなく、加害児童生徒としても巻き込まれることや被害・加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえて対応します。なお、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害児童生徒が謝罪し、教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対処も可能です。ただし、これらの場合であっても、いじめに該当するため、事案を学校いじめ対策組織で

情報共有して対応します。

「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

日頃からグループ内で行われているとして「けんか」や「ふざけ合い」を軽く考え、気付いていながら見逃してしまうことも少なくありません。些細に見える行為でも、表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応します。

児童生徒が多様性を認め互いに支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、例えば、「性的マイノリティ」や「多様な背景を持つ児童生徒」、「震災により避難している児童生徒」等、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行います。

## イ いじめの内容

いじめの態様としては、次のようなものがあります。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視行為をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、けられたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらのいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。

この場合は、教育的な配慮や被害児童生徒の意向を十分に配慮した上で、児童生徒の命や安全を守ることを最優先に、早期に警察に相談・通報を行い適切な援助を求めるとともに、生徒指導連絡協議会を活用し日ごろから警察と緊密に連携できる体制を構築します。

## ウ いじめの要因

いじめは、単に児童生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシャルハラスメント、差別といった大人の行動を反映する場合もあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から様々な場面で起こり得ます。また、加害や被害という二者関係だけではなく、はやしたてたりする「観衆」の存在や周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在、さらに学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等

の問題により発生し、潜在化したり深刻化します。

いじめの衝動を発生させる原因としては「心理的ストレス」「集団内の異質な者への嫌悪感情」「妬みや嫉妬感情」「遊び間隔やふざけ意識」「金銭などを得たい意識」「被害者となることへの回避感情」などがあげられます。

そのため、児童生徒一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりや児童生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての児童生徒が生きがいをもって学校生活を送れる集団づくりが大切です。

児童生徒の発達の段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ児童生徒」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度や自己肯定感の育成を図る取組を十分に行い、多様性を認め互いに支え合うことが大切であり、これらの取組みが十分に行われなければ、いじめが起こる要因となり得ます。

## エ いじめの解消

道の基本方針では、いじめが「解消している」状態とは、次の2つの要件が満たされている必要があると定義しています。

### ① いじめの行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3ヵ月間）継続していること。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断された場合は、教育委員会又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

### ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認します。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有します。学校いじめ対策組織では、いじめが解消に至るまでの被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行します。

いじめの解消の見極めに当たっては、学校や保護者のほか、必要に応じてスクールカウンセラーや教育指導員などを含めた集団で判断することが大切です。

なお、いじめが「解消している」状態とは、あくまでも一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、再発やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合も十分にあり得ることを踏まえて、学校は、被害児童生徒及び加害児童生徒について、日常的に注意深く観察する必要があります。

## 2 学校と家庭（保護者）の責務及び地域の役割

### (1) 学校及び教職員の責務

#### ア 学校の責務

学校においては、「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）及び道条例を踏まえ、次の取組を進める必要があります。

- 校長のリーダーシップの下、教員と心理や福祉等の専門スタッフとの連携・協働や学校のマネジメントが組織的に行われる体制を整備するとともに、家庭、地域、関係機関等と連携した「社会に開かれたチーム学校」として、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努めます。
- 学校は、日頃から、教育活動全体を通じ、「いじめをしない」、「いじめをさせない」、「いじめを許さない」集団づくりに努め、児童生徒に意見の相違があっても互いに認め合いながら粘り強く課題を克服していく力や、相手への影響を考えながら円滑にコミュニケーションを図っていこうとする力を育みます。
- 学校は、児童生徒の実態やいじめが生まれる背景を分析し、その結果をもとに、全ての児童生徒が安心でき、他者から認められていると感じられる「居場所づくり」や他者とかわり、他者の役に立っていると感じられる「絆づくり」の取組を進めます。
- 学校は、児童生徒が安心して通い、学習や生活ができる場であることが求められることから、単にいじめをなくす取組にとどまらず、規律正しい態度で主体的に参加し、活躍できる授業づくりや、好ましい人間関係を基礎に豊かな集団生活が営まれる環境づくりを進めます。
- 学校は、いじめの問題の根本的な克服のため、全ての児童生徒に、心の通う人間関係を構築できる社会性、規範意識や自他の生命を尊重する心などを育むとともに、将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせ、いじめを生まない環境を醸成します。
- 学校は、情報化社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度を育成する情報モラル教育等を推進するとともに、インターネット上のいじめに対処する体制を整備します。
- 学校は、いじめの問題に迅速に対応するためには、いじめの早期発見が不可欠であることから、全教職員が「いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうる」、「いじめ見逃しゼロ」という意識をもち、児童生徒のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりを持ち、いじめを看過したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知します。
- 学校は、いじめを認知した場合、家庭や関係機関と連携して、直ちにいじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保する。いじめたとされる児童生徒に対しては、事情を確認した上で、いじめが行われていた場合は、その保護者と情報を共有して別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、いじめを受けた児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させるなど組織的に対応しま

す。

- 学校は、保護者、地域住民その他の関係者といじめの問題について協議する機会を設け、認識を共有して、より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるよう連携した取組を進めます。

## イ 教職員の責務

教職員においては、法及び道条例を踏まえ、次の取組を進める必要があります。

- 教職員は、児童生徒理解を深めるとともに、児童生徒及び保護者との信頼関係の構築に努め、児童生徒のささいな変化や兆候であってもいじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりを持ち、いじめを看過したり軽視したりしない。
- 教職員は、いじめを発見し、又は相談を受けた場合は、学校の定めた方針等に沿って情報を記録するとともに、速やかに学校いじめ対策組織に報告して、組織的な対応に繋がります。
- 教職員は、学校いじめ対策組織において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的な対応方針の下、被害児童生徒を徹底して守り通します。
- 教職員は、児童生徒に直接指導する立場にあることから、教職員の言動が児童生徒に大きな影響力を持つとの認識の下、教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動により児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりしない。
- 教職員は、生徒指導に関する研修会等に積極的・計画的に参加し、研修の成果を共有するなどして、いじめの問題に適切に対応できる実践的指導力を身に付けます。

## (2) 保護者の責務

道条例第7条第1項では、「保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであることから、基本理念にのっとり、その言動がその保護する児童生徒に大きな影響力を持つとの認識の下、当該児童生徒がいじめを行うことのないようにするため、規範意識、生命を大切にし、他人を思いやる心などの基本的な倫理観を養うための教育その他の必要な教育を行うよう努めるものとする。」と規定されています。

保護者においては、法及び道条例を踏まえ、次の取組を進めることが望まれます。

- 保護者は、その保護する児童生徒に、家庭や地域社会の中で自分の果たすべき役割があることや、自分を認めてくれる人がいることを実感させ、自尊感情を育むよう努めます。
- 保護者は、その保護する児童生徒の発達段階を踏まえ、必要に応じ、自ら範を示すなどして基本的な生活習慣や社会生活上のルールやマナーを身に付けさせるよう努めます。



○ 保護者は、インターネットにおいて青少年有害情報が多く流通していることを認識し、自らの教育方針及び児童生徒の発達の段階に応じ、その保護する児童生徒について、インターネットの利用の状況を適切に把握するとともに、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用などの方法により、インターネットの利用を適切に管理し、インターネットを適切に活用する能力の習得の促進に努めます。

また、携帯電話端末等からのインターネットの利用が不適切に行われた場合には、犯罪の被害やいじめ等様々な問題が生じることに留意します。

○ 保護者は、日頃から家庭において、その保護する児童生徒との会話や触れ合いを通して生活の様子の変化や不安な気持ちなどの兆候をいち早く把握できるように努め、把握した場合には、児童生徒に寄り添い、悩みや不安を共感的に理解するとともに、学校をはじめ関係機関等に相談して支援を受けながらその解消に努めます。

○ 保護者は、いじめの問題への対応に当たって、いじめを受けた又は、いじめを行った児童生徒の保護者や学校と連携し、適切な方法により問題の解決に努めます。

○ 保護者は、その保護する児童生徒がいじめを受けている場合には、気持ちを受け止め、心と体を守ることを第一に考え、「絶対に守る」という気持ちを伝え、安心させるとともに、児童生徒の心情を十分に理解し、対応するように努めます。

○ 保護者は、その保護する児童生徒がいじめを行った場合には、自らの行為を深く反省するよう厳しく指導するとともに、児童生徒が同じ過ちを繰り返すことがないように、児童生徒を見守り支えます。

### (3) 地域の役割

道条例第8条第1項では、「道民及び事業者は、基本理念にのっとり、それぞれの地域において児童生徒と触れ合う機会を大切にし、当該地域全体で児童生徒を見守るとともに、学校、家庭、地域住民、行政その他の関係者と連携協力して、児童生徒が健やかに成長できる環境づくりに努めるものとする。」と規定されています。

村民及び事業者においては、道条例を踏まえ、次の取組を進めることが望まれます。

○ 村民及び事業者は、日頃から児童生徒が様々な機会を通じて学校外の人間関係を形成し、自分の役割や存在を感じることができるよう、児童生徒が学校外で活動できる場所や機会を学校関係者や関係団体等が連携する既存の組織等を活用するなどして提供します。

○ 村民及び事業者は、児童生徒の健やかな成長・発達のため、地域全体で児童生徒を守り育てていこうとする大人たちの協力を得て、児童生徒が異世代間の交流や社会体験活動、文化・スポーツ活動に取り組むことができる地域の体制

を整えます。

- 村民及び事業者は、地域の学校と連携を図り、地域における児童生徒の状況や問題に適切に対応する方法について共通理解を深めます。
- 村民及び事業者は、児童生徒に発達の段階に応じた道徳観や規範意識を身に付けさせ、生命を尊ぶ心や他者を思いやる気持ちを育むため、学校や家庭と連携した地域での取組を進めます。
- 村民及び事業者は、児童生徒がいじめを受けている、又はいじめを行っているとの疑いを感じた場合には、当該児童生徒の在籍する学校や保護者、関係団体に相談・通報するなどして、児童生徒の抱える問題の解消に努めます。
- 村民及び事業者は、中学校や高等学校を卒業した後など、学校に在籍していない青少年がいじめに関わっている場合は、関係機関等と連携していじめの問題の解決に努めます。
- 村民及び事業者は、就学前の幼児に対して、発達の段階に応じ、友人と一緒に遊ぶことやルールを守って遊ぶことの楽しさなどが感じられる環境づくりに努めます。

### 3 村の責務

村においては、法及び道条例を踏まえ、次の取組を進める。

- 全ての児童生徒が、安心して通うことができるいじめのない学校づくりを進める。
- 村は、村立学校に対して、学校の取組を広く情報提供する開かれた学校づくりの推進、地域の教育資源を活用しながら取り組む特色のある学校づくりの推進、教育に直接携わる教職員の資質能力の向上に向けた取組などを通じて、信頼される学校づくりを進めるよう指導する。
- 村は、村立学校に対して、学校いじめ防止基本方針の改善充実に向けて、次の取組を行うよう指導する。
  - ・ 基本方針の児童生徒、保護者、地域、関係機関等への積極的な周知
  - ・ 在籍する児童生徒やその保護者からの意見聴取
  - ・ 学校評価を活用した基本方針の見直し
- 村は、村立学校に対して、いじめを早期発見するために、次の取組を工夫するよう指導する。
  - ・ 在籍する児童生徒がいじめを訴えやすいようなアンケート調査の工夫改善
  - ・ アンケート調査実施後に、関係児童生徒に対する個人面談の実施
  - ・ いじめに係る相談体制の整備や相談しやすい方法の工夫
- 村は、村立学校に対して、いじめの問題に適切に対応することができる教職員の資質能力の向上に向けた啓発資料の作成・配布やいじめの問題への対応についての研修の充実・改善を図るよう指導する。

- 村は、村立学校に対して、いじめ問題への対応は、校長の強力なリーダーシップの下、「学校いじめ対策組織」を中心として組織的に対応するよう指導する。
- 村は、村立学校に対して、保護者や地域住民と連携していじめの防止等のための取組を進めるよう指導する。
- 村は、児童生徒がインターネットを適切に活用する能力を習得することができるよう、学校教育、社会教育、家庭教育におけるインターネットの適切な利用に関する教育の推進に必要な取組を進める。

## Ⅱ いじめの防止等のための対策に関する事項

### 1 村における基本方針の策定と組織の設置

#### (1) 猿払村いじめ防止基本方針の策定

村は、法や国の基本方針、道の基本方針の規程を踏まえ、「猿払村いじめ防止基本方針」を策定し、村におけるいじめの防止等の基本的な方向性を示す。

#### (2) 地域いじめ問題対策連絡協議会との連携等

村は、学校と地域の関係機関等とのいじめの問題の対応に係る連携を確保するために、村内の関係機関及び道の「宗谷管内いじめ問題等対策連絡協議会」と連携し、情報を共有しながら取組を進める。

#### (3) 教育委員会の附属機関の設置

村は、いじめの重大事態が発生した場合は、必要に応じて道の指導・助言を得ながら、学校教育に専門知識を有する者や児童生徒の精神保健に関する専門知識を有する者、児童生徒の心理に関する専門知識を有する者、保護者等を構成員とした「猿払村いじめ問題審議会」を教育委員会の附属機関として設置し、原因の調査や対策の検討、当事者間の関係調整による問題解決を図る。

#### (4) 猿払村立学校におけるいじめ防止基本方針の策定と校内組織の設置

学校は、本方針や各校で策定したいじめ防止基本方針に基づき、児童生徒のいじめの防止等の取組を進めます。

また、校内に教職員等で組織する学校いじめ対策組織を設置し、個人ではなく、学校組織全体で児童生徒のいじめの問題に取り組めます。

### 2 教育委員会が実施する施策

教育委員会は、学校からいじめの事実があると思われるとの報告を受けたときは、調査を実施し、必要な措置を講じます。また、いじめを防止するために、主に次の取組を進める。

- 教育指導員や道のスクールカウンセラー派遣事業を活用し、児童生徒や保護

- 者に対する教育相談を充実させて、いじめの防止や早期発見・早期解決を図る。
- 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、「特別の教科道徳」をはじめ、全ての教育活動を通じて道徳教育及び体験活動を充実させる。
  - 学校の教育活動全体を通じて望ましい人間関係を構築する能力やコミュニケーション能力の育成を図る取組を充実する。
  - 学校の教育活動全体を通じて性暴力防止に向け、児童生徒が性犯罪・性暴力の加害者にも、被害者にも、傍観者にもならないよう、「生命（いのち）の安全教育」を推進する。
  - 学校で行われる学級会や児童会・生徒会活動等において、児童生徒同士がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合えるよう、児童生徒自らがいじめの防止に取り組む活動に対する支援を行う。
  - 「性的マイノリティ」や「多様な背景を持つ児童生徒」等、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、当該児童生徒のプライバシーに十分に配慮した適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
  - 児童生徒や保護者等からのいじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制を整備する。
  - 学校におけるいじめの防止等の取組の実施、校内研修の実施状況や定期的なアンケート調査など、いじめの実態把握の取組状況について調査・把握を行い、道に報告する。
  - 学校と家庭、地域等が組織的に連携・協働する体制により、学校におけるいじめの防止等の対策について協議するため、各校に設置する学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を活用する。
  - インターネットを通じて行われるいじめの対策については、学校における各種 SNS などに対するネットパトロールを実施するための体制の構築や、道が作成した啓発資料の配布などにより取組を進める。
  - 教職員が子どもと向き合い、いじめの防止等に適切に取り組むことが出来るように学校指導体制の整備に努め、学校における働き方改革プランを策定し、学校運営の改善を図る。
  - 学校からいじめの事実があると思われるとの報告を受けたときは、当該学校に対し必要な支援や措置を講じるとともに、当該報告に係る事案について自ら必要な調査を実施する。
  - いじめを受けた児童生徒が安心して教育を受けられるよう、必要がある場合には、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 35 条第 1 項（同法第 49 条、第 49 条の 8 において準用する場合を含む。）の規定に基づき、設置する学校の

いじめを行った児童生徒の保護者に対して、教育委員会規則で定めた手続きに従い、当該児童生徒の出席停止を命ずるなど、適切な措置を講ずる。また、いじめの加害者である児童生徒に対して、出席停止の措置を行った場合には、出席停止の期間における学習への支援など教育上必要な措置を講じ、当該児童生徒の立ち直りを支援する。

- いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討する。
- いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対する支援、いじめを行った児童生徒に対する指導やその保護者に対する助言が適切に行われるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備する。
- いじめを受けた児童生徒やいじめを行った児童生徒の進学や進級、転学の際には、児童生徒の個人情報への取扱いに配慮しつつ、当該学校間において、いじめ等に関する指導記録等の引継ぎが確実にされるよう整備する。
- 学校が、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価に位置付けるとともに、児童生徒や地域の状況を十分に踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえた改善に取り組むよう指導、助言を行う。

### 3 学校が実施する施策

#### (1) 学校におけるいじめ防止等の対策のための取組

学校において、全ての児童生徒が自分が必要とされる存在であると感じ、多様性を認め互いに支え合い、安心して学習やその他の活動ができる学校づくりを行い、発達支持的生徒指導やいじめの未然防止教育を進めていきます。また、主に次の取組を進めていきます。

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組を実施し、定期的な方針の見直しを行います。
- 校内に学校いじめ対策組織を設置し、いじめの問題について組織的な対応を行います。また、必要に応じて関係機関と連携し、PDCAサイクルにより組織の機能強化を図ります。
- 学校いじめ防止基本方針において、いじめ防止等のための取組に係る目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価し、評価結果を踏まえ、取組の改善を図ります。

#### (2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

ア 学校いじめ対策組織を設置する意義としては、次のようなものがあります。

- ・ 特定の教職員で問題を抱え込まず、学校が組織的に対応することにより、複

数の目による状況の見立てが可能となります。

- ・ スクールカウンセラーや教育指導員等の外部専門家が参加しながら対応することにより、より実効的ないじめの問題の解決に資することができます。

イ 学校は、学校いじめ対策組織について、次の事項に留意して設置します。

○ 学校は、次のことを踏まえ、学校いじめ対策組織を構成します。

- ・ 自校の複数の教職員により構成し、可能な限りスクールカウンセラーや教育指導員、心理や福祉に関する専門的な知識を有する者、その他の関係者の参加を得るものとします。
- ・ 自校の複数の教職員については、校長をはじめとする管理職や主幹教諭、生徒指導主事、教務主任、学年主任、養護教諭、教育相談コーディネーター、学級（ホームルーム）担任、教科担任、部活動指導にかかわる教職員、学校医等から、学校の実情に応じて決定します。
- ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実施・検証・修正に当たっては、保護者等の参画を得て進めます。

○ 学校は、次のことを踏まえ、学校いじめ対策組織の体制を整備します。「学校いじめ対策組織」の体制の整備に当たっては、気付きを共有して早期対応につなげるため、管理職がリーダーシップをとって教職員の心理的安全性の確保に努め、情報共有を行いやすい環境の醸成に取り組む。管理職は、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、「学校いじめ対策組織」に報告を行わないことは、法に違反し得る行為であることを、教職員に周知徹底します。

- ・ 的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応できる体制
- ・ 事実関係の把握、いじめであるか否かの判断を組織的に行うことができる体制
- ・ いじめが疑われるささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えなどを教職員が抱え込むことなく、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て報告相談できる体制
- ・ 当該組織に集められた情報は個別の児童生徒ごとに記録するなど、複数の教職員が個別に認知した情報を集約し共有できる体制
- ・ 迅速に対応できるよう構成員全体の会議と日常的な関係者の会議に役割分担するなど、機動的に運用できる体制

○ 学校は、学校いじめ対策組織の役割に次のことを位置づけます。

- ・ いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割
- ・ いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- ・ いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・ いじめに係る情報があった時には、緊急会議を開催するなど、迅速な情報共

有や調査による事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割

- いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援や加害児童生徒に対する指導を継続するため、支援及び指導内容・情報共有・教職員の役割分担、保護者との連携を含むプランを策定し、確実に実行する役割
- いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割
- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- 学校いじめ防止基本方針が自校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、必要に応じて見直しを行う役割
- 学校いじめ防止基本方針の内容が、児童生徒や保護者、地域住民から容易に認識される取組を行う役割
- 被害児童生徒を徹底して守り通し、事案を解決する相談・通報を受け付ける窓口であるなど、「学校いじめ対策組織」の役割が、児童生徒や保護者、地域住民からも容易に認識される取組を行う役割

### (3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

- ア 学校においては、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得ることを踏まえて、全ての児童生徒を対象に、学校全体でいじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童生徒が主体的にいじめの問題について考え、議論することなどのいじめの防止に資する活動に取り組みます。また、学校は児童生徒に対して、傍観者とならず、「学校いじめ対策組織」への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努めます。
- 教職員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方について共通理解を図るとともに、細心の注意を払います。
  - 児童生徒の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えるため、日常的に、児童生徒への挨拶、声かけ、励まし、賞賛、対話、及び授業や行事等を通じた個と集団への働きかけを行います。
  - 児童生徒の心の通じ合うコミュニケーション能力を育むとともに、児童生徒が規律正しい態度で主体的に参加・活躍できる授業づくりや、人格が尊重され安心して過ごせる集団づくりを進めます。
  - 配慮を必要とする児童生徒の交友関係等の情報を把握し、入学や進学時など、学校生活の節目の指導に適切に反映します。
  - 児童生徒の人間関係を形成する力の育成を図るため主体的・対話的で深い学び

- の視点からの授業改善、ソーシャル・スキル・トレーニングやソーシャル・エモショナル・ラーニングなど心理教育プログラムの推進取組を推進します。
- 児童会・生徒会活動や学校行事等での異年齢交流や地域の大人と関わる体験等の実施など、児童生徒の自己有用感や自己肯定感、自己信頼感を高める取組を推進します。
  - 学校の教育活動全体を通じた人権に関する教育の一層の充実に向けた取組を推進します。
  - 家庭や地域と連携を図り、地域の人材、自然や歴史的風土、伝統、文化など多様な教育資源を活用して、児童生徒の発達に段階に応じた道徳教育の充実を図ります。
  - 児童生徒の発達に段階に応じて、豊かな情操や社会性、規範意識を育くむため、地域が有する自然環境等の教育資源を生かした教育活動や体験活動を推進します。
  - 児童生徒が性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう学校教育全体を通じて性暴力防止に向けた「生命（いのち）の安全教育」の充実を図ります。
  - 児童生徒が自主的に行う学級会や児童会・生徒会活動等において、児童生徒自らがいじめの防止に取り組む活動を推進します。
  - 学校として「性的マイノリティ」とされる児童生徒に対して、プライバシーに十分配慮しながら、日頃から適切な支援を行うとともに、児童生徒に対する必要な指導を組織的に行います。
  - 「多様な背景を持つ児童生徒」については、日常的に、当該児童生徒の特性等を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行います。
  - いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるため、児童生徒への指導、保護者への啓発、教職員への研修等を実施します。
- イ 学校は、いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いという認識の下、「いじめ見逃しゼロ」に向け、ささいな兆候であってもいじめとの関連を常に考慮して、早い段階から複数の教職員で関わりを持ち、いじめを隠蔽・看過・軽視することなく積極的に認知します。
- 日頃から児童生徒との触れ合いや、児童生徒と教職員との信頼関係の構築に努め、「SOSの出し方に関する教育」の推進や児童生徒への定期的なアンケート調査や個人面談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい環境を整え、いじめの実態把握に取り組めます。
  - 学校いじめ防止基本方針において、アンケート調査、個人面談の実施や、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定めます。



- アンケート調査や個人面談における児童生徒のSOSの発信や教職員へのいじめの情報の報告など、児童生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速かつ組織的に対応することを徹底します。
- アンケート調査実施後に、関係児童生徒に対する個人面談を必ず実施します。なお、個人面談を実施することにより関係児童生徒がアンケートへ回答したこと等が他の児童生徒に推測されないよう面談の実施方法、時間、場所等には細心の注意を払うこと。

#### ウその他

- 学校は、いじめの防止に必要な教職員の資質の向上を図る研修を計画的に実施します。
- 学校は、プライバシーの保護や、セキュリティの必要性の理解、情報の受発信におけるマナーの遵守など、情報化社会の中で適正に行動するための基となる考え方や態度を育成する「情報モラル教育」や、情報を活用して自己の生き方や社会を豊かにするための基礎・基本となる情報活用の実践力等の己の生き方や社会を豊かにするための基礎・基本となる情報活用の実践力等の育成に関する教育を推進するとともに、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に迅速かつ的確に対処する体制を整備します。
- 学校は、いじめの問題に関する学校評価を実施する際、児童生徒や地域の状況を踏まえた目標を設定し、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価して、評価結果を踏まえた改善に取り組む。その際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報提供や組織的な対応等が評価されるよう留意します。
- 学校は、教職員がいじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）を「学校いじめ対策組織」に報告し、情報を共有するための具体的な方法を定めます。
- 学校がいじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員が問題を抱え込むことなく、適切なアセスメントに基づき、迅速かつ組織的に対応し、抱え込むことなく、迅速に組織的に対応し、いじめを受けた児童生徒を守り通すとともに、いじめを行った児童生徒に対しては、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導します。
- 学校は、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関と連携したいじめの防止等のための取組を進めるほか、いじめをやめさせる指導、再発防止の取組を徹底します。
- 学校は、いじめを受けた児童生徒の保護者に対する情報の提供及び支援、いじめを行った児童生徒の保護者に対する助言を行います。

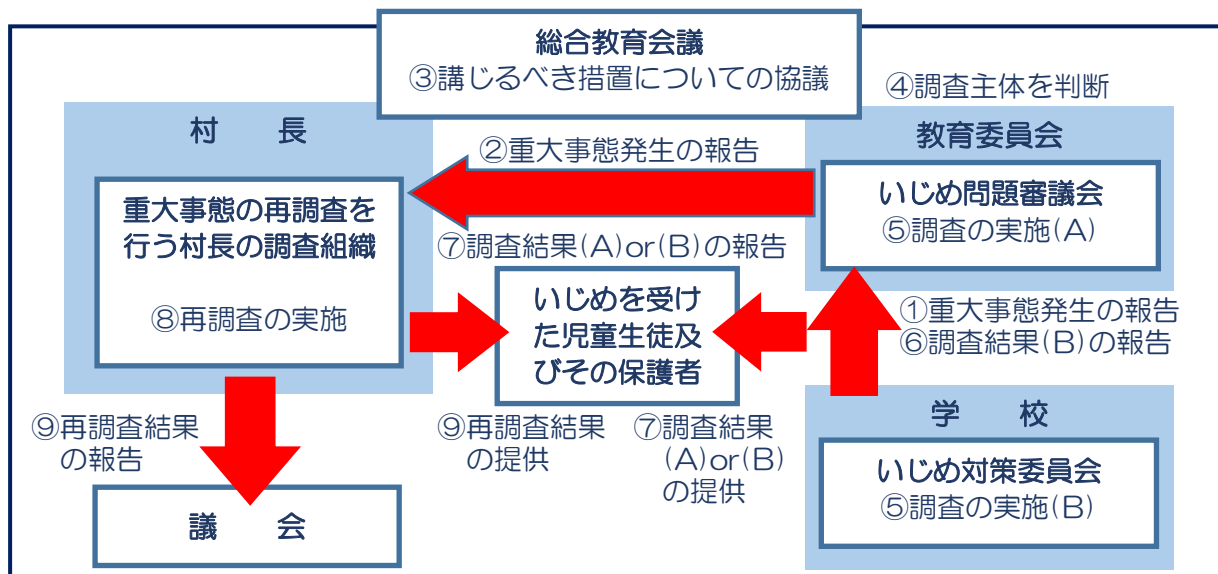
- 学校は、いじめを受けた児童生徒が安心して教育を受けることのできる環境を整備します。
- 学校は、教育委員会へいじめの問題について報告するとともに、関係資料の保存に当たっては、文書管理規程の保存年限を厳守します。

#### 4 重大事態への対処

重大事態とは、法第 28 条により、次のとおり規定されています。

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
  - ※ 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、
    - ・ 児童生徒が自殺を企図した場合（自殺を図った、自殺を図ろうとした場合）
    - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
    - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
    - ・ 精神性の疾患を発症した場合などが該当する。
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
  - ※ 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間 30 日が目安とされていますが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に対応する。
- 児童生徒やその保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして対応する。
- 村で重大事態が発生した場合は、道の基本方針や国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿って速やかに対処するとともに、事実関係を明確にする調査を行い、同種の事態の発生の防止に努める。
- 村長及び教育委員会は、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じる。
- 児童生徒の生命又は身体に現に被害が生じている、正に被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等は、村長の判断により、緊急に総合教育会議を開催し、講ずべき措置について教育委員会と十分な意思疎通を図り、一体となって取り組むための協議・調整を行う。

## 重大事態発生時の対応における基本フロー



### Ⅲ その他いじめ防止等のための対策に関する重要事項

村は、国や道の基本方針の改定等を勘案して、村の基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、必要な措置を講じるものとします。学校における基本方針は、国や道の改定状況を確認し、必要に応じて、見直しの指導・助言を行います。